

総社市立総社中学校 いじめ防止基本方針

令和5年 5月 改定

いじめに関する現状と課題

・本校は小規模な小学校から入学した生徒の集まりで、固定化された人間関係がそのまま続いていることも多くみられる。そのため、人間関係づくりがうまくできず、トラブルが起こった時に集団で相手を傷つけたり障害したりする心配がある。深刻ないじめに発展しないよう全教職員がいじめを許さないという認識のもと、普段の生徒との関わりや観察を行い未然防止の行動をとり、いじめの早期発見に努める。生徒指導、教育相談を中心に迅速な対処の構築をしていく。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめ対策委員会には、校長、教頭、教務主任、当該学年団、生徒指導主事、SCC、養護教諭、学年生徒指導、学年主任、SCにて構成する。そして、情報の共有、迅速かつ適切な対応を行う。
 - ・年9回の学校生活アンケート、学期に1度の教育相談期間を実施しいじめの早期発見に努める。SC、SSWの活用も含めて情報の共有、早期発見に努める。
 - ・休み時間の校内の見回り、登下校指導を組織的、計画的に行い生徒の観察に努める。
 - ・スマートフォンやインターネット等の使用について保護者啓発や生徒対象の情報モラルの授業や講話などを実施する。
 - ・小中一貫学びの向上プランを実施し、小中連携を深めるとともに学習規律、生活態度の向上に努める。
- （重点となる取組）**
- ・協同学習、ピア・サポート、品格教育、SELを実施し、人への関わり方や接し方を身につけることができるように支援する。
 - ・生徒会が実施する人権集会を通じて、人権について改めて見つめ直し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

・PTA等の保護者組織と実質的な連絡、協議の場を確保し積極的な連携を図り、いじめ防止の方針について十分な協議をする。

・学校評議員会の協力を得て、地域の方々のパイプとなり情報提供依頼を行う。また、学校の取組への助言をいただく。

・授業参観や保護者懇談会の開催、HP、学校、学年便り等による広報活動により、いじめ防止対策についての啓発を行う。

・地区懇談会において、生徒の気になる情報の提供や校外での生活の見守りを依頼する。また、ネットモラルの啓発や家庭での約束事を、徹底するように協力をお願いする。

・懇談や家庭訪問で、子育てへの積極的参加や家庭での会話を通じて気付いた子供の変化などについて連絡を密に取れるようお願いする。

・中学校区補導協議会メンバーとの情報交換を行う。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・正確な事実の収集(調査・検証)
- ・いじめ防止、いじめ事案のための対応策の検討
- ・いじめを受けた被害生徒、保護者へ報告と支援
- ・いじめた生徒への指導、保護者への説明と協力依頼
- ・重大な事案の場合は、関係機関への連絡・連携要請
- ・集団への指導

<対策委員会の開催時期>

- ・適宜開催

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・職員会議で周知する。(場合によっては、朝礼等で伝達)

<小中連携>

- ・小中一貫学びの向上プラン(まさきプラン)の実施。

<構成メンバー>

- ・校外
SC、SSW
- ・校内
校長、教頭、教務主任、当該学年団、生徒指導主事、SCC、養護教諭、学年生徒指導、学年主任

全 教 職 員

関係機関等との連携

【連携機関名】

- ・県教育委員会、市教育委員会

<連携の内容>

- ・ネットパトロールによる監視、専門スタッフ派遣
- ・適切かつ迅速な対応の助言
- ・子供ほっとライン、いじめ相談専用ダイヤル

<学校側の窓口>

- ・教頭

【連携機関名】

- ・育成センター

<連携の内容>

- ・中学校区内補導、中高連絡会の情報交換、情報提供

<学校側の窓口>

- ・生徒指導主事

【連携機関名】

- ・所轄警察署

<連携の内容>

- ・非行防止、万引き防止、薬物やネット犯罪防止等の教室の実施
- ・重大事態に対する対処と連携

<学校側の窓口>

- ・生徒指導主事

【連携機関名】

- ・総社市子ども課、児童相談所

<連携の内容>

- ・重大事態に対する対処と連携

<学校側の窓口>

- ・教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組

(人権教育の充実)

- ・生徒の人権が尊重される学校・学級で生活することを通じて、正しい人権感覚を身につけると考える。生徒相互、生徒と教職員との心のふれあいを重視し、お互いに尊重し思いやりのある学級・学校づくりに努める。
- ・体育会や総中祭(文化祭)などの学校行事を活性化し、生徒の自己存在感や達成感を導き、居場所づくりとしていく。

(わかる授業の推進と授業規律の確保)

- ・授業方法の振り返りや教材研究、他の教員の授業参観を行うなど教職員の資質や能力を高めて、全員の生徒にわかる授業を実践する。また、授業においては協同学習を取り入れ、互いに生徒一人一人が支え合い、認め合うなど充実感を高める。
- ・総社つ子応援プロジェクト「誰もが行きたくなる学校づくり(協同学習・SEL・ピアサポート・品格教育)」の推進。
- ・「時間を守る」、「心を寄せて目を合わせて人の話を聴く」、「進んで気持ちの良い挨拶をする」など本校の生徒指導の方針としての取り組みを継続し、授業規律の確保や望ましい態度の育成を行う。
- ・小中一貫学びの向上プラン(まさきプラン)の実施。授業のあいさつを小中で同じ流れで取り組み、規律の習慣化を図る。家庭での学習時間や内容と目安となる睡眠時間を示し、家庭との協力を充実させる。また、メディアコントロール週間を生徒に示し、スマートフォン、コンピューター利用の時間短縮や自粛を促す。

(生徒会活動の充実)

- ・人権期間の実施に合わせて生徒会主体の活動を企画し、全校生徒への問題提起を行う。

- ・生徒会を中心とした登校時の挨拶運動の実施。

(情報モラル教育)

- ・スマートフォンの使用について保護者や生徒を対象に講話や講演を実施する。
- ・情報モラルに関する授業を学活や道徳、技術の授業で実施する。
- ・具体的な実態をもとに家庭でのルールづくりについて保護者に協力を要請する。

(実態把握)

- ・学校生活アンケート年9回の実施、生活ノートを大切にした学級経営、学期に1回の教育相談の実施を行う。
- ・登下校の指導、休み時間の校内巡視を行い生徒の行動の観察に努め、生徒の様子の変化を早く知る。

②

(相談体制)

- ・学年内の協力体制、学年を超えた協力体制、部活動顧問が入った協力体制などを整備し、教職員誰にでも相談できることを周知するとともに、相談内容によって複数の教員が対応できるよう、普段から協力体制を築いておく。

(保護者との情報共有)

- ・家庭訪問、個人懇談、学級懇談会、地区懇談会、参観日、PTA総会及び各会合など教職員と保護者との良好な関係を築きつつ、些細な情報でも常に共有できるようにする。

(地域との情報共有)

- ・総社中学校区補導協議会メンバー(中学校区育成部員、民生委員、主任児童委員、総社警察署、保護司、更生保護女性会、少年警察協助力員、交通指導員、市補導員、交通警察協助力員、婦人会、青少年育成センター、総社市青少年育成協議会推進員、総社市西公民館長)からの情報を共有できるようにする。

③

(いじめの事実確認)

- ・いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を速やかに行う。

(組織的な対応)

- ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。

(いじめられた生徒と保護者への支援)

- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、保護者と相談していじめられた生徒に寄り添い支える体制を整える。
- ・複数の教員が連携し、必要に応じてSCの協力を得て、保護者や生徒への精神的な支援を行う。
- ・事案発生後3か月が経過し、いじめが解消したと認められる後も、保護者と継続的な連絡を行う。

(いじめた生徒への指導)

- ・いじめた生徒に対しては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は精神を脅かす行為であることを理解させ、いじめを受けた生徒へ謝罪し自らの行為の責任を自覚させる。

- また、保護者の協力も得ながら、いじめをした生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、安心・安全かつ健全な人格の発達ができるように指導する。

(重大事態への対処)

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

- ・いじめが原因で欠席が続くような場合は、早期にSCやSSW等と協議して本人や保護者への対応を検討する。

いじめへの対処